

特 記 仕 様 書

1 適用

本特記仕様書は、笠松運動公園テニスコート4面改修工事について適用する。

2 工事概要

工事名称：笠松運動公園テニスコート改修工事

工事場所：那珂市向山

工 期：契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

※現場着工は10月19日（月）からとする。

3 仕 様

（1）本工事の施行は本特記仕様書のほか、下記に示す図書による。

・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版）

・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版）

・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」

（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版）

・「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」

（茨城県土木部・茨城県企業局 令和5年4月改訂版（令和8年4月一部改訂）

摘要規格・基準

① 都市公園技術標準解説書・改訂版（一般社団法人 日本公園緑地協会編）令和7年度版

② 屋外スポーツ施設の建設指針（公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋外体育施設部会編）令和5年改訂版

（2）疑義

本工事施工中に設計図書または仕様内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

（3）設計変更

工事施工上、設計に変更が生じた場合は、受注者が変更図書を作成し、監督員の承認を受ける。なお、軽微な変更は、すべて監督員の指示による。

（4）官公庁その他への手続き

本工事に必要な官公庁その他への手続きは遅滞なく行う。また、これに係る費用は一切受注業者が負担する。

(5) 施工及び工程管理

着工に先立ち、施工計画書、工程表を提出し、監督員の承認を受ける。

(6) 工事現場管理

本工事の管理は、設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行うこと。

(7) 建設廃棄物の処理

本工事から発生する建設廃棄物の処理については関係諸法規を厳守し、適切に処理すること。

(8) 材料の管理

材料は、見本またはこれらに代わる資料・図面を現場搬入前に監督員に提出し、承認を受け使用するものとする。

(9) 後片付け

工事完了に際しては、施設内外の後片付け及び清掃を入念に行う。

(10) 竣工図書

工事竣工後、監督員の指示に従って竣工図ならびに必要な図書を作成し、監督員の指示する部数ならびに原図を提出する。

(11) その他

①路面補修・清掃

受注者は、工事区間内外において資機材等の運搬等で路面を損傷した場合には、路面補修・清掃を行わなければならない。

②施工内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員に相談し対処すること。